

議 第 4 3 号
令和 5 年 5 月 2 5 日 提 出

熊本市生涯学習推進計画策定委員会委員の委嘱について

熊本市生涯学習推進計画策定委員会委員を別紙のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第2条及び熊本市生涯学習推進計画策定委員会運営要綱第3条第2項の規定により、熊本市生涯学習推進計画策定委員会委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第1条第12号の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市生涯学習推進計画策定委員会 委員名簿（案）

区 分	氏 名	所属団体・役職等	備 考
学識経験者	八幡 彩子	国立大学法人 熊本大学大学院教育学研究科・教授	新任
社会教育	加藤 貴司	熊本市地域公民館連絡協議会 会長	新任
社会教育	田川 智恵子	熊本市地域婦人会連絡協議会 弓削校区会長	新任
社会教育	中川 保敬	熊本市スポーツ協会 副理事長	新任
社会教育	原 幸代子	熊本県文化協会 副会長	新任
社会教育	林田 真	熊日サービス開発(株)熊日生涯学習プラザ 取締役事業本部長	新任
社会教育	萱野 晃	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会 常務理事	新任
社会教育	勝谷 知美	(一財)熊本市国際交流振興事業団 事務局長	新任
学校教育	松永 裕子	熊本市小学校校長会 会長	新任
社会教育	貴田 雄介	市民公募	新任

任期：令和５年（２０２３年）６月１日から計画策定まで

平成 19 年 3 月 13 日

条例第 2 号

(設置)

第 2 条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。

2 前項の規定によるもののほか、執行機関及び公営企業管理者は、規則又は企業管理規程で定めるところにより、その附属機関として次に掲げるもの(設置期間が 1 年以内のものに限る。)を置くことができる。

(1) 本市が発注する業務等に係る受託者の選定に関し必要な審査又は審議をするもの

(2) 災害、事故その他の臨時に生じた行政課題への対処に関し必要な調査又は審議をするもの

(平 22 条例 5・平 28 条例 68・一部改正)

別表 (平 28 条例 7・全改、平 28 条例 55・平 28 条例 57・平 28 条例 64・平 28 条例 67・平 28 条例 68・平 29 条例 4・平 29 条例 42・平 30 条例 4・平 31 条例 3・令元条例 2・令 2 条例 4・令 2 条例 43・令 3 条例 32・令 3 条例 59・令 3 条例 71・令 4 条例 3・令 4 条例 26・令 4 条例 34・一部改正)

1 市長の附属機関

(略)

2 上下水道事業管理者の附属機関

(略)

3 交通事業管理者の附属機関

(略)

4 病院事業管理者の附属機関

(略)

5 教育委員会の附属機関

1 ～ 10	【略】	【略】
11	市立学校における医療的ケア運営協議会	市立学校における医療的ケアが必要な幼児、児童及び生徒に関する総括的な管理体制について協議する。
12	金峰山少年自然の家整備運営審議会	金峰山少年自然の家の再建に係る実施方針、事業の手法及び事業者の選考について審議する。
13	熊本市部活動改革検討委員会	市立学校の部活動について、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るため、必要な事項を審議する。
14	熊本市生涯学習推進計画策定委員会	次期熊本市生涯学習推進計画を策定するため、必要な事項を審議する。
15	天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会	天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業に係る受託事業者の選定について、必要な事項を審議する。
16	熊本市教育行政審議会	本市の教育行政の在り方について、必要な事項を審議する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市生涯学習推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、熊本市生涯学習推進計画について教育委員会に意見を具申し、このために必要な調査研究を行い、及びこれらの事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会教育団体の構成員
- (3) 学校関係者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、熊本市生涯学習推進計画を策定した時点までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会の設置)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、第2条に規定する事務を調査研究するため必要な部会を設置することができる。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求めることができる。

5 会議は公開とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、これを公開しないことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化市民局市民生活部生涯学習課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月15日から施行する。